



第82号

2012年
(平成24年)

ほうじんちばひがし



公益社団法人として	2	委員会・支部連合・部会の状況	10
租税教育事業への取組み	4	アンケート調査ご協力のお願い	11
税務 Information	6	e-Tax通信	12
各種研修会の開催について	8	法人会の輪を広げよう!!	14
会員交流会	9	編集後記	14

目次



この社会
あなたの税が
いきている

公益社団法人 千葉東法人会

ホームページの「会員紹介コーナー」登録(無料)受付中!
<http://www.chibahojin.jp/> E-mail hojin-01@agate.plala.or.jp

平成24年4月1日

公益社団法人 千葉東法人会として 新たな一步を

新制度での所管行政庁である千葉県に昨年11月3日公益社団法人移行認定申請を行い、平成24年2月10日県の公益認定等審議会から「認定の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申がなされた。その後、平成24年3月19日（月）に、千葉県知事から「公益社団法人千葉東法人会」として認定書をいただき、平成24年4月1日（日）公益社団法人千葉東法人会として新たな一步を踏み出しました。

事業

1. 公益目的事業

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚ならびに税の提言に関する事業
- (2) 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業

2. 収益事業等

- (1) 会員の福利厚生等に関する事業
- (2) 会員の交流に資するための事業

当会のあゆみ

- 昭和24年10月 千葉法人会（会員287社）として発足
昭和49年 9月 源泉部会創設
昭和49年12月 東京国税局長より社団法人としての許可を得る（会員5,061社）
昭和52年 4月 千葉西税務署の設立に伴い、千葉西法人会（会員1,354社）を分離し、名称を社団法人千葉東法人会と改称（会員4,084社）
昭和54年12月 事務局を千葉市新宿2丁目から千葉県中小企業会館5階に移転
昭和59年 5月 婦人部会創設（平成6年9月名称を女性部会に変更）
昭和62年 9月 千葉南税務署設立に伴い、千葉南法人会（3,323社）を分離
昭和63年 5月 青年部会創設
平成15年 8月 研修部会創設
平成23年11月 事務局を千葉県経営者会館3階に移転
平成24年 4月 公益社団法人千葉東法人会として移行登記



千葉県庁にて認定書授与式 24.3.19

千葉県改行令第2986号-1
平成24年3月19日

千葉県会員登録第4号
社団法人千葉東法人会
理事 大庭 譲 先 律

千葉東法人会
代表者印

認定書

平成23年1月3日付けを以て、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律に係る交付に係る交付機関の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、本会の登記のおりの公益社団法人として認定する。

1. 会員コード：000144
2. 会員の名称：社団法人千葉東法人会
3. 会員登録料の額の届け出人の名前：社団法人千葉東法人会
4. 代表者の氏名：大庭 譲
5. 会員登録料の額の届け出人
千葉市中央区不滅通4番3号
6. 公益目的事業
(1) 税知識の普及と納税意識の高揚ならびに税の提言に関する事業
(2) 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業
7. 収益事業等
(1) 会員の福利厚生等に関する事業
(2) 会員の交流に資するための事業
8. 旧会員登録の名称：東京支那労働組合

認定書

公益社団法人移行のごあいさつ

公益社団法人 千葉東法人会
代表理事・会長 大岩 哲夫



平素は私ども千葉東法人会の活動にご理解ならびにご指導を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり国が進める公益法人制度の抜本的な改革の取り組みにおいて、平成20年12月1日に新制度が施行され、これまでの間、各地の法人会では新しい時代に向けてのふさわしい体制について検討がなされてきました。こうした中、千葉東法人会は平成23年5月24日開催の第38回通常総会で公益社団法人への移行決議を行い、同年11月3日千葉県に移行認定申請を提出、その後、本年2月10日の千葉県公益認定等審議会からの答申を受けて3月19日に千葉県知事より公益社団法人として正式に認定を受けました。

これに伴いまして、本年4月1日をもって公益社団法人千葉東法人会への移行登記を行い、新たなスタートを切ったところでございますが、これまで長きにわたり本会発展のためにご協力を頂きました多くの会員のみなさま、何かとご指導ご鞭撻を賜りました税務当局はじめ関係機関のみなさまにご報告と御礼を申し上げる次第でございます。

本会の誕生は今から63年前の昭和24年10月、正しい記帳に基づく申告納税と公平な税務行政への協力を目的に、地元有志287社で千葉法人会が結成されたことに遡ります。その後着実に会員数も増加し、昭和49年12月には東京国税局長から「社団法人」の設立許可を受け結成時からの理念も確立されました。本会には国の基盤である「税」の分野における幅広い活動が結成以来連綿と受け継がれてきた歴史があり、先人によるこうした活動が社会の健全な発展に貢献するところは極めて大であったと存じます。

この度、公益社団法人千葉東法人会へと生まれ変りましたが、これまで以上に税の分野での積極的な取り組みや地域社会および企業の発展に貢献する活動を通して、公益法人制度改革の目的である民による公益の増進に寄与することが求められております。

社会経済情勢は先行き不透明感が拭いきれない状況にあり、中小企業にとって依然厳しい経営環境にあるものの、こうした中にあって本会は、地域の中小企業経営者を中心に本会の趣旨に賛同され公益法人としての目的・使命を共有する3,000を超す会員のみなさまにより組織されておりますことは誠に心強く、今後はさらに地域における賛同者を募るなど組織の充実強化を図って、また、よき経営者を目指す者の団体として会員相互の研鑽をより活発にして、与えられた使命を果たすべく努めて参る所存でございます。

今後とも税務当局ならびに県をはじめとする関係機関のご指導と、会員のみなさまのご協力をお願い申し上げる次第でございます。

租税教育活動～私たちにできる社会貢献の形～

青年部会前部会長 桜京葉美装 代表取締役 国吉 晃甲



(国吉前青年部会長)

平成21年～22年度の青年部会長を務めさせていただきました。当時、公益社団法人への移行を検討している最中、千葉東法人会として出来る社会貢献活動について、青年部会としても模索しておりました。

「全国青年の集い」などで、全国各地の青年部会の皆さんとも租税教育活動について情報交換をはかり、当青年部会一同も様々なオンリーワンの地域の活動に大きな刺激を受け、私たちにできる地域貢献をしていきたいという機運が盛り上がりまし



(母校の教壇 租税教室)

た。その後、青年部会員一丸となって協議を重ねた結果、私たちは「租税教室」と「租税事業」の2本柱でということに。現在の「母校の教壇」「親子三代夏まつり屋台村子供店長」のシリーズを平成22年から開始し、小学生を対象に税金の大切さを伝える活動をさせていただいております。



(屋台村子供店長)

現在では、齋藤藤部会長を中心に、継続事業として定着し、両事業とも年々パワーアップ。私たち青年部会員も、楽しみながら勉強させていただき、進化させながら継続できればと考えます。

ご指導賜っております千葉東税務署ならびに親会の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。有難うございます。感謝！

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法
人
会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが！

平成23年分は最高4,000円 の税額控除
平成24年分は最高3,000円

添付書類の 提出省略
連付が スピーディ

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索

「租税教室の活動状況」

次代を担う子供達を対象に税知識の普及や啓発を目的とする事業の「租税教室」に取り組む法人会が全国的に広がりを見せてています。当会においても青年部会員を中心として、平成20年よりの租税教室見学（千葉市立緑町小学校、柏台小学校）に始まり、22年12月には当会青年部単独で院内小学校、23年1月幸町第三小学校を担当、租税教室を開催いたしました。

23年度は千葉市租税教育推進協議会主催「租税教室講師養成研修会」（23年10月18日）に始まり、リハーサル（81号会報誌表紙掲載）を経て、24年1月12日（木）弁天小学校、1月13日（金）千城台北小学校において青年部会員メンバー（17名）が教壇に立ちました。



弁天小学校（24.1.12(木)

当会の租税教室は6年生の1時限分（45分間授業）の中で青年部会員が、小学校6年生、商店主、税務署長の役にそれぞれ扮し、日常の買い物や家庭生活を題材とした寸劇を通して生徒と「税金の種類」「税金のしくみ」「税金の使いみち」について一緒に学んで税への関心を深めております。

また、税金のある世界とない世界をテーマとしたアニメ「マリンとヤマト」の視聴、ジュラルミ

ンケースに入った1億円のレプリカを見たりふれたりすることで、お金や税金の大切さを感じていただいております。

さらに、青年部会員の中には担当校が母校であったり、子供たちが通っていたり、地元法人会ならではの良さである地域密着が図られているのだと実感しております。

授業後の生徒の感想では、租税教室の「劇やアニメは分かりやすかった。」「税金がみじかなところに使われていることが分かった」「税金がなくなると大変だ」等、税金への関心が高まったことを感じ、校長先生からは「一度教壇に立つと病みつきになるでしょう？」とのお話などあり、会員一同、さらなる飛躍を目指しています。

青年部会が行う租税教育活動のもう一つの目玉として例年、千葉の親子三代夏祭りに屋台ブース「屋台村子供店長」を設営し、小学生を対象として屋台の運営に携わってもらい接客の面白さ、苦労などを体験しお金の重要性、大切さを学び、屋台終了後は会場を移し、教室形式で、納税申告の模擬体験等を行っております。今年も予定していますので、是非、千葉東法人会の子供屋台ブースにお立ち寄り下さい。



千城台北小学校（24.1.13(金)

平成23年度税制改正（平成23年12月改正）について

平成23年12月2日に公布・施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月改正）の主な改正事項（法人税等）につきまして、お知らせいたします。

1 法人税率の引き下げ

- 普通法人の税率 **25.5%**（改正前は30%）
- 中小企業者等の法人税率の特例
所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税率 **15%**（改正前は18%）

2 定率法の償却率等の見直し等

- 200%定率法の導入
減価償却制度の定率法の償却率について、定額法の250%から**200%に縮減**
- 資本的支出の取得価額の特例の整備

3 欠損金の繰越控除制度等の見直し

- 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長
全法人の**控除期間を9年に延長**（改正前は7年）
- 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除の制限
中小法人等以外の法人の損金算入限度額を所得の80%に縮減

4 貸倒引当金の見直し

- 適用法人及び対象となる金銭債権
適用法人を中小企業等、銀行・保険会社等に限定、それ以外は対象債権を一定の金銭債権のみ
- 公益法人等又は協同組合等の割増繰入限度額の改正

5 寄附金の損金算入限度額の見直し

- 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の拡充
「(資本金等×0.25%+所得金額×5%) ×1/2」から
「(資本金等×**0.375%**+所得金額×**6.25%**) ×1/2」へ
- 一般寄附金の損金算入額の縮減
「(資本金等×0.25%+所得金額×2.5%) ×1/2」から
「(資本金等×0.25%+所得金額×2.5%) ×1/4」へ

※ 適用時期

平成24年4月1日以後開始事業年度から適用（原則）

- 減価償却制度 平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算から適用
- 欠損金の繰越控除制度 平成20年4月1日以後に終了する事業年度分から適用

復興特別法人税の創設について

平成23年12月2日に公布・施行された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）」により**復興特別法人税**が創設されました。

1 復興特別法人税

基準法人税額の10%

2 基準法人税額

各事業年度の所得に対する法人税の額（特定同族会社の特別税率、所得税控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する規定を適用しないで計算した法人税の額とし、附帯税の額を除く）。

3 課税事業年度

指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度

平成24年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成24年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽に問い合わせください。

記

◇ 受験資格

- ① 平成24年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

平成24年5月14日（月）～7月10日（火）（土・日曜日は除く。）

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット
平成24年6月26日（火）～7月5日（木）
- ② 郵送又は持参

平成24年7月2日（月）～7月10日（火）

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試験日

- ① 第1次試験 9月9日（日）
- ② 第2次試験 10月18日（木）～10月25日（木）のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に千葉東税務署・総務課（TEL 043-225-6811 内線202）までお尋ねください。

各種研修会の開催

会員以外の方も対象として開催しました。
今後も同様の研修会を開催予定です。

法人税申告書作成研修会（初級）

法人税の申告書については作成が難しいとのイメージがありますが、本研修会では損益計算書の利益金額をもとに特定の項目にあたる企業会計の収益・費用と税法上の益金・損金の違い（ズレ）を理解し、特定の項目に係る数字を足したり（加算）、引いたり（減算）しながら所得金額の計算、更には税額の計算を学ぶことが出来る研修会です。

日 時 平成24年2月7日（10：00～16：00）

講 師 千葉東税務署林審理専門官

会 場 千葉県経営者会館



24.2.7 法人税申告書作成研修会（初級）

消費税申告書作成研修会

申告書作成にあたっての留意点、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算（付表の作成）、演習問題などを行う研修会です。

日 時 平成24年2月8日（13：30～16：00）

講 師 千葉東税務署川名上席調査官

会 場 千葉県経営者会館



24.2.14 法人税申告書作成研修会（中級）

法人税申告書作成研修会（中級）

本研修会は初級研修会の内容に加え、実際の申告書用紙を使いながら、演習問題などを行う研修会です。

日 時 平成24年2月14日（10：00～16：00）

講 師 千葉東税務署林審理専門官

会 場 千葉県経営者会館

参加者のアンケートより（原文）

- 税金については、まだまだ知らない事があるのだなと実感しました。税制改正も頻繁にありますので、税理士さんにおまかせでなく、もっと深く知りたいと思いました。設例も興味ある内容でした。本日参加させていただき新しい知識をいただけてよかったです。ありがとうございました。
- 参考資料が年々わかりやすく作成されていて担当者のご配慮に感謝いたします。
- 初級・中級とセットで出た方がいいと思いました。実例を話してもらえてよかったです。

研修・説明会等のご案内（平成24年5月～7月）

5/9	水	9：45～11：45	新設法人説明会	千葉東税務署5階会議室
5/9	水	13：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉東税務署5階会議室
6/6	水	13：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉東税務署5階会議室
7/25	水	13：30～16：00	決算期別法人説明会	千葉東税務署5階会議室

税の無料相談日（金曜）	5/11・18・25 6/1・8・15・22 7/6・13 10：00～16：00 法人会事務局税務相談室（千葉県経営者会館内）
-------------	---

※会場等は変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局（241-4170）までお問い合わせください。

平成21年度～平成23年度入会法人対象

会員交流会

(組織委員会、事業委員会、研修部会共催)



24年3月7日(水)新会員(平成21年度～平成23年度入会法人)と勧奨に当たられた役員の皆様を中心に、懇親を深めて頂く会員交流会を開催いたしました。

当日は100名を超える新旧会員が一堂に会し、盛大な交流会となりました。第一部では研修部会鈴木副部会長の司会で式田組織委員長の挨拶、ご来賓の千葉東税務署三田副署長のご挨拶を頂き、伊谷千葉信用金庫理事長(千葉東法人会副会長)から「憂いて備える」

と題しご講演を頂きました。伊谷理事長が学生時代を過ごされた椿森中学校でのマラソン練習時の思い出に始まり、経営の3資源は「人・物・金」として、事例を交えて、想定される憂い(リスク)に対し万全な備え(対応)が必要である。しかし、万全な経営管理は意思と行動が一致しても満点とはならず、歴史に学び現在の経営環境を分析の上、種々工作していくことが経営者に課せられた課題と説かれました。

第二部の交流会・名刺交換会では研修部会大吉副部会長、秋葉副部会長の司会のもと、大岩会長挨拶、萩原税制委員長音頭による乾杯と続き交流会に移りました。

交流会では石井事務局長の「法人会の概要説明」、役員紹介に続き小松女性部会長、長谷部研修部会長、齋藤青年部会長による三部会の紹介のあと支部連合ごとに新会員の自己紹介を行いました。交流会は三田副署長、杉野法人課税第一部門統括、折目同上席にも加わって頂き会場内は終始、相互交流で大いに盛り上がり、最後に山口事業委員長の挨拶で閉会となりました。



三部会会長
(長谷部研修部会長、小松女性部会長、齋藤青年部会長)

委員会・支部連合・部会の状況

「税制委員会」平成24年税制セミナー

平成24年2月15日（水）全法連主催の「平成24年税制セミナー」が、新宿区・ハイアットリージェンシー東京で開催され、全国から法人会員473名が参加し、当会からは加賀税制副委員長、安川税制委員、鈴木税制委員、事務局只縄の4名が参加しました。

第1講座は財務省大臣官房審議官 星野次彦氏を講師として「平成24年度税制改正について」第2講座は慶應義塾大学 土居丈朗氏の「社会保障と税の一体改革実現に向けて」と題した講演が行なわれ、財政の現状、消費税を含む税制抜本改革等についての講演を委員一同、熱心に拝聴しました。税制委員会は本セミナー参加を皮切りに今

後、税制改正要望のとりまとめに向け、活動が本格化していきます。



ハイアットリージェンシー東京にて（24.2.15 水）

千葉東税務署との懇話会（第二支部連合・第五支部連合合同）

京葉銀行文化プラザにて24年2月17日（金）第二支部連合（市川連合長）・第五支部連合（藤間連合長）合同懇話会を開催しました。

第一部では千葉東税務署法人担当三田副署長を講師に向かえて『「税務学校」における仕事』と題してご講話を頂きました。

名刺交換後、第二部懇親会では、三田副署長、杉野法人課税第一部門統括、折目同上席を囲みながら税に関する様々な意見や質問が出され、有意義な懇話会となりました。



千葉東税務署との懇話会（24.2.17 金）

研修部会・青年部会合同新春講演会

24年2月17日（金）研修部会・青年部会合同新春講演会をバーディーホテル千葉で開催しました。当日は部会員43名が参加し、第一部では小田 全宏氏（株）ルネッサンス・ユニバーシティ代表取締役）を講師に迎え、「明るい未来を拓く陽転思考」と題し、脳の活性化や、「富士山を世界遺産に国民会議」委員長としてのタイムリーな話題によるご講演を頂きました。

第二部のでは大岩会長、講師の小田先生を囲み研修部会・青年部会員一同相互交流を深めました。



研修部会・青年部会合同新春講演会（24.1.26 木）

青年部会

他地区法人会青年部会との交流を深めるべく、
2月15日（水）に千葉西法人会青年部会とQVC
マリンフィールドで野球交流会（6対5で勝利）

を、3月14日（水）には
千葉市内で当会と千葉西法人会青年部会、千葉南法人会青年部会とで合同税務研修会及び交流会を行いました。税務研修会は各単位会から58名の部会員が参加し、各部会長の挨拶、各単位会のプレゼンテーション（当部会は三中会員）の後、



QVCマリンフィールド スコアボードに注目 6対5
(24.2.15 (水))

15グループに分かれ、当部会が用意した税務問題に挑戦しました。また、交流会では若手経営者ならではの話題に盛り上りました。



税務研修会及び交流会
(24.3.14 (水))

100万社の価値を高める

経営者の声 一法人会アンケート調査システム一

携帯電話・パソコンを利用してアンケート調査ご協力のお願い

法人会は、全国約100万社の会員企業、41都道県に442の会を擁する団体として大きく発展しています。

このたび、法人会会員の皆さまを母体として、時事問題、経済情勢など幅広い分野で、多様な調査を実施、世論の動向を分析していくことになりました。調査結果やご意見等を法人会活動の参考にするとともに、データをマスメディア等にも提供し、法人会のパブリシティー向上、存在感アップに役立てていきます。

現在、マスコミや調査会社はさまざまな調査活動を行い、世論の動向を分析、記事や社説に利用しています。標本数は通常、数千規模となっています。統計学的には300～500で十分と言われているものの、法人会が100万社を母体としてアンケートを実施することは極めて価値の高いものになります。アンケートは、携帯電話・パソコンを利用して行います。ご自身のメールアドレスをご登録いただきますと、全法連から年数回、景況感や時事問題等（マーケットリサーチ含む）に対するアンケートをお送りいたします。会員の皆さんには、回答を選択、返信いただくシステムとなります。

ご登録頂く場合は、下記の全法連ホームページにてご確認下さい。アンケート結果は統計的に処理し、団体や企業等に提供させていただきます。収集（取得）した個人情報は、原則的に統計データとしてまとめられ、個人が特定できる形で利用されることはありません。

会員の皆さんには、法人会活動のさらなる発展のため、趣旨にご賛同賜り、登録いただきますようお願い申し上げます。

全法連 URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

公益財団法人 全国法人会総連合



みんなに とっとも イータックス **e-Tax 通信** ⑯

第19回目は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用されている理事（登戸新千葉支部長）の花澤久枝さんの会社に訪問してみました!!

Q e-Taxの利用を開始した経緯を教えてください。

A 前々から税務署の統括官に再三再四勧められていて、役員として会員にPRするためにまずは自分がやらなければいけないと思ったからです。

やり始めてからは、何とこんなに便利ならば、なぜもっと早くやらなかったのかと思いました。

Q e-Taxをどのように利用していますか。

A まず、最初に源泉所得税と法定調書の合計表について利用してみました。

ダイレクト納付の手続きもしましたので、納税も簡単にできます。

今年は個人の所得税もe-Taxを利用して申告しました。

今は法人税と消費税の申告の準備に取りかかっています。

Q 関与税理士がいれば税理士が代理送信をすれば良いので手間はかかりませんが、ご自分でe-Taxを始めようとすると準備は大変だったのではないかですか。

A 住基カードを取るのも大変だと思いましたが、区役所の方も親切で簡単に取ることができました。

Q e-Taxについて一言お願いします。

A 1に便利。2に便利。やらなきや損々。法人会の会員の皆様、全員やりましょう。

ホント便利だから。



パソコンを操作する理事の花澤さん

さあ！ネットで申告

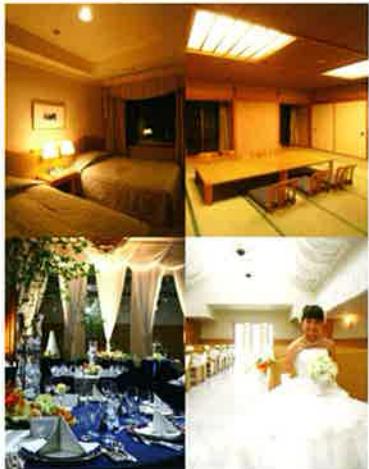


※ e-Taxを利用するには、事前準備として電子証明書の取得が必要（源泉所得税は不要）です。

それには、電子証明書を登録した住基（住民基本台帳）カードを取得する方法が簡単です（取得費用は通常千円）。

税理士による代理送信の場合には、税理士が顧問先の法人に代わってe-Taxを利用して税の申告等を行いますので、納税者の電子証明書の取得等の手続きを省略することができます。

ぜひ、e-Taxご利用のご検討をお願いします。



施設の ご案内

シングル・ツイン・スイートルーム・和室(全98室)
洋室宴会場・和室宴会場(全12会場)
レストランベイクオーレ・居酒屋千葉・ティーラウンジ
セランド・パーティールーム(全4店舗)
ホテルポートプラザちば
千葉市中央区千葉港8-5(千葉みなと駅前)
電話043-247-7211 www.portplazachiba.com

千葉みなと駅目の前の好立地。



さあ、行こう！

東京ディズニーリゾートへ。

パスポートチケット
&ご朝食付き
東京ディズニーリゾート
宿泊プラン

ツイン1室2名
13,500円
(1名様あたり)

JR千葉駅より徒歩3分 京葉銀行文化プラザ

宴会プランのご案内



パーティーをより美味しく

春夏秋冬の旬の食材をふんだんに使った、目にもあざやかな自慢の創作料理。
少人数のパーティーから盛大なご宴会まで、味わい豊かな美味しさをご堪能いただけます。



お料理 (室料・税・サービス料込/2時間)

会席コース 10名様より

卓盛コース 10名様より

ブッフェコース 25名様より

各コース お一人様

4,000円 5,000円 6,000円

お飲物 (2時間フリードリンク)

お一人様 1,500円 (6種類) または 2,000円 (10種類)

〒260-0015 千葉市中央区富士見1-3-2

宴会予約 **043-202-0800**

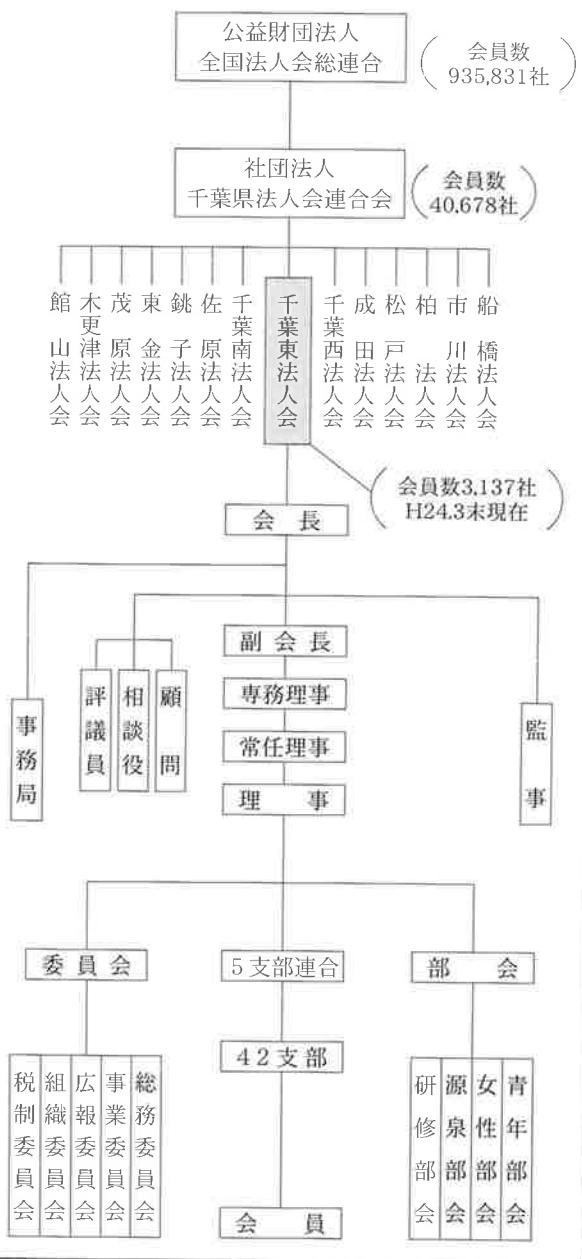


法人会の輪を広げよう!!

* 法人会は

よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

* 組織図



法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

中小企業の活性化につながる税制改正の提言や、子供たちに租税教育を行うなど、地域社会の役に立ち、信頼される存在になろうと努めています。

会員の皆様には、お仲間の紹介をお願いします。

● 編集後記 ●

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約一年が経過致しました。一年が経過しても皆様の心の中にもあの日の出来事が昨日のように思い出されるのではないでしょうか。防災意識を忘れない同時に、被災された方々のことを忘れずに、復興支援を行っていかないと改めて感じております。

今年は寒さも長引き、桜の開花が遅れておりましたが、広報誌が出る頃にはきっと満開の桜が私達の目を楽しませてくれることでしょう。明るいニュースの少ない中で少しでも安らぎの時間を取りることができれば幸いです。

長い冬も終わり、春の暖かさと共に会員皆様の心と懐が暖かくなることを願い編集後記とさせて頂きます。

広報委員 大工原 一樹

(株)プレジャーネクスト 記

公益社団法人 千葉東法人会 広報誌第82号
○発行所 公益社団法人 千葉東法人会
千葉市中央区千葉港4番3号
千葉県経営者会館3F
☎ 043-241-4170

(平成24年4月発行)

○発行人 大岩哲夫
○編集部 広報委員会
○編集責任者 江澤壽彦
○印刷会員 株式会社さかき

法人会会員企業にお勤めの皆様には、 お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら

—法人会—



医療保険なら

—法人会—



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

今から備える死亡保障

将来は、「年金」も大事だし、「医療」「介護」も考えて
あかなければ…。でも、今はどれにしたらいいか
分からんし…。

—法人会—
未来の自分が決める保険



将来のニーズにあわせて
保障を変更できる

万一のとき、大切な家族のために必要な生活費を
ムダなく備えたいなあ…。

—法人会—

家族に毎月届く生命保険



月払年金が、その後の家族の
日々の生活をしっかりサポート!

詳しくはパンフレット(契約概要)をご確認ください。

千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

AF法推-2009-0025 5月29日

アフラックでは

法人会福利厚生制度をご案内する推進員(個人・法人代理店)を募集しております。

※委託契約により「がん保険」「医療保険」等を販売していただくお仕事です。

こんな方に
おすすめします

- 個人で独立開業を検討されている方
- 時間の自由度の高いお仕事をお探しの方
- 事業拡大、新規事業立ち上げを検討されている方
- 生損保代理店、保険業界、金融機関経験者の方
- お客様に喜ばれるやりがいのある仕事をお探しの方

詳しい資料・説明をご希望の場合は、下記までお問い合わせ下さい。知人・ご友人などの紹介も承っております。

アフラック 千葉総合支社 担当:塙田

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番 センシティビルディング11F

TEL 043-241-5873

※ご提供いただいた個人情報は、当社代理店制度に関するご案内のために利用いたします。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



千葉支社/千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861



AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBG マリブイースト21F) TEL 043-350-3170